

第27回長崎家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成29年2月20日（月）午後1時30分から午後3時00分まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順，敬称略）

安西儀晃，佐藤友治，島田幸一郎，多良博明，増田隆久，山下隆志

(2) 事務担当者

山口事務局長，中川首席家裁調査官，小倉首席書記官，田丸総務課長，藤崎主任家裁調査官，浦添総務課課長補佐（庶務）

4 議事

(1) 開会

(2) 新任委員自己紹介（増田委員，佐藤委員，山下委員）

(4) 委員長の選任，新委員長就任あいさつ及び委員長代理の指名

増田委員長及び安西委員長代理

(5) 協議

「少年事件の現状について」

出された意見等の要旨は別紙のとおり

(6) 次回の予定

ア テーマ

「成年後見制度の現状について」

イ 日程

平成29年11月27日（月）午後1時30分から

ウ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(7) 閉会

(別紙)

(以下、発言者は、◎：委員長，○：委員，□：事務担当者等で略記する。)

テーマ1 「少年事件の現状について」

第1 導入説明

長崎家裁の少年事件の現状について、説明者（藤崎主任家庭裁判所調査官）から説明した。

第2 家庭裁判所委員から出された意見等

- 審判不開始や不処分でも、手厚い支援や保護を行っているという話であったが、その後の再犯率や効果についてお聞きしたい。
- 再犯率については、正確な統計をとっていないため、提供できる統計数値はない。ただし、保護観察処分には、前回審判不開始や不処分決定を受けていたことを理由とする保護観察決定と、初犯で保護観察決定を受ける場合があるところ、前回審判不開始や不処分決定を受けていたことを理由とする保護観察決定を受ける例はさほど多くはない。このことから審判不開始や不処分の決定にも、少年にとって一定の効果は出ていると考えている。
- ◎ 司法統計では、係属した少年に以前に家庭裁判所の係属歴があるかどうかの統計はあるが、これをみると長崎家裁はさほど高い数字ではない。これは、成人になってからの犯罪の場合や、離島等の裁判所で係属した後に住居を変更し、再犯を犯した場合に数値として出てこないことも影響している可能性がある。
- 少年保護事件の件数は減少しているということであるが、少年保護事件の内容はどのようなものがあるのか。また、軽犯罪法違反といった事件の特徴として、SNSの普及も影響しているのかお聞きしたい。
- 暴行行為や万引きなどの犯罪が集団によって起こされるという事案が減ってきているように感じられる。また、家庭的に恵まれていない少年の犯罪は少なくない。非行に関する情報の伝達などSNSの普及が影響していると思われる事案もある。
- 少年事件手続について、付添人である弁護士との関わり方についてお聞きしたい。
- 逮捕、勾留されたまま家裁送致があった少年については、観護措置決定となり少年鑑別所に収容されるケースが多いが、このような身柄事件の大半に付添人として弁護士が就かれている。付添人とは、家裁調査官が早期の段階から非行事実の確認を行ったり、少年の処遇についての意見交換を行っている。さらに、少年の今後の受入先等について付添人に活動をしていただくこともある。少年の受入先等の付添人の活動は家裁裁判所としては大変ありがたく思っている。
- 虐待を受けている子や発達障害や愛着障害の子について、その特徴や苦慮している点があればお聞きしたい。

- 少年や保護者との面接等では、発達障害の特徴として一般的にどのようなものがあるかといったことを伝えるのではなく、その子にどのような特徴があり、改善するために何が必要かを考え、保護者へも丁寧に伝えるようにしている。
- 少年の処遇を決定するに当たっては、家裁調査官や少年鑑別所の知見も生かしながら、個別性を重視し、指導等の方法を考えている。また、少年審判では、刑事事件と異なり少年が発言する機会も多いが、その中で、虐待などの話が出た場合は、直接的に事件を起こしたことを責めるようなことはせず、少年の話を通常より多く聞くなどして、丁寧にその後の指導等に繋げている。

(以上)

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順，敬称略）

平成29年2月20日現在

| | |
|---------|-----------|
| 赤 司 文 廣 | 学識経験者 |
| 安 西 儀 晃 | 長崎家庭裁判所判事 |
| 佐 藤 友 治 | 学識経験者 |
| 島 田 幸一郎 | 学識経験者 |
| 多 良 博 明 | 弁護士 |
| 林 博 行 | 学識経験者 |
| 福 田 健太郎 | 学識経験者 |
| 増 田 隆 久 | 長崎家庭裁判所長 |
| 山 口 広 助 | 学識経験者 |
| 山 下 隆 志 | 検察官 |